

仙台市障害者保健福祉計画・仙台市第3期障害福祉計画 中間案（概要）

I 策定の趣旨等

1 策定の趣旨

障害者制度が大きく変化する過渡期の現在，制度改革の方向性を見据えながら，これまでの施策の達成状況等をふまえつつ，東日本大震災からの復興を推進し，障害の有無にかかわらず誰もが安全に安心して生活できるまちの実現に向け，新たな「障害者保健福祉計画」及び「第3期障害福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

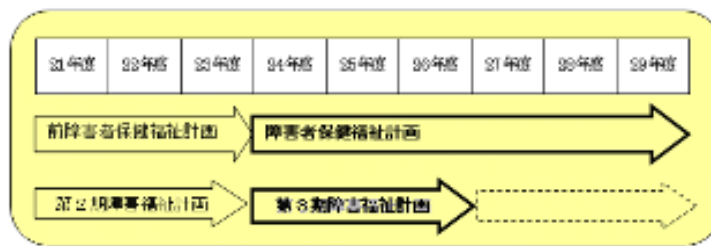
障害者保健福祉計画は，仙台市基本計画及び仙台市震災復興計画をふまえながら，本市の他計画と連携し，保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる施策を総合的に推進するための計画であるとともに，障害者基本法の市町村障害者計画として位置づけられます。

第3期障害福祉計画は，障害者自立支援法に定める障害福祉サービス，相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として策定するとともに，「障害者保健福祉計画」の前期3年間の障害福祉サービス等の提供に係る実施計画として位置づけられます。

3 計画期間等

障害者保健福祉計画は，平成24年度から平成29年度までの6年間，第3期障害福祉計画は，平成24年度から平成26年度までの3年間とし，平成26年度に次の「障害福祉計画」の策定とあわせて，障害者保健福祉計画の中間評価を行います。

ただし，国の障害者制度改革の動向も含め，社会状況等の変化に応じ，必要に応じて計画を見直します。



II 現状・計画の進捗等

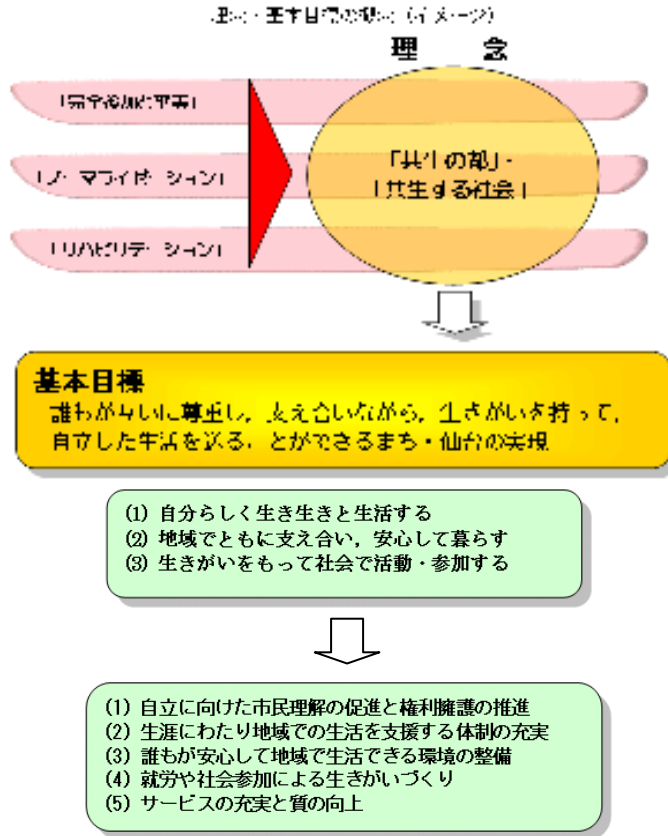
1 現状及び課題

- (1) 障害手帳所持者数は増加，障害福祉サービスの利用者も年々伸びており，今後も同様と見込まれます。また，社会状況の変化や法改正により，「障害者」の範囲は拡大し，これにあわせた施策の推進が求められています。
- (2) 障害のある方やその家族の高齢化が進んでおり，ライフ・ステージに応じた，きめ細かな支援が必要となっています。
- (3) 平成22年度の調査の就労状況では，身体障害者や難病患者は常勤の割合が高いものの，知的障害者や精神障害者は福祉施設での生産活動の割合が高く，また，収入に対する不満が多いなど，障害の特性や状態に応じた支援が必要となっています。
- (4) 障害のある方に対する差別や理解の状況について平成18年度と平成22年度の調査を比較すると，大きな変化はみられず，権利擁護とその推進が一層必要となっています。
- (5) 本市財政が厳しさを増す一方，ニーズの増や多様化に対応するため，事業を検証し，必要に応じた見直しを行うなどしながら，緊急性や重要性に応じた施策の展開が求められています。
- (6) 東日本大震災からの復興を進める中，被災者の心のケア等の支援を行いながら，災害があっても安全に安心して暮らすことができるような防災対策等を講じていく必要があります。

2 障害者保健福祉計画(18年度～23年度)及び第2期障害福祉計画(21年度～23年度)の進捗等

両計画とも，障害者自立支援法による大きな変革の中，障害のある方が安心して地域生活できるよう課題を克服しながら，施策の推進に努めてきましたが，今後見込まれる制度改革に対応しながらニーズを的確にとらえ，必要なサービス，支援を提供していくことが求められています。

Ⅲ 基本目標及び基本方針



1 基本目標

これまでの障害者保健福祉計画の基本理念とこれまで本市の施策の取り組み状況や現状及びその課題等をふまえ、仙台市総合計画 2020 に掲げる都市像「共生の都」、障害者基本法の目指す社会像「共生する社会」の実現に向けた施策を総合的・計画的に推進していくため、基本目標を定めます。

基本目標の実現にあたっては、3つの視点に立って施策を推進します。

2 基本方針

基本目標を実現するための施策の方向性として5つの基本方針を定めます

Ⅳ 施策体系

1 体系図

基本目標のもと、5つの基本方針にそって施策を体系的に整理し、総合的に推進します。

1 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進
(1) 市民理解と相互交流の促進
(2) 障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進
2 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実
(1) 相談支援体制の強化
(2) 障害児に対する支援の充実
(3) 障害特性等に対応した支援の充実
(4) 保健・医療の推進
3 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備
(1) 地域で生活していくための環境整備
(2) 誰もが生活しやすいまちづくりの推進
(3) 震災を踏まえた災害対応の強化
4 就労や社会参加による生きがいづくり
(1) 障害者就労支援体制の充実
(2) 多様な就労による生きがいづくり
(3) スポーツ・文化・芸術活動への支援
(4) 障害者自身による主体的な社会的活動支援
5 サービスの充実と質の向上
(1) サービスを選択できる環境の整備
(2) 人材の育成・確保

2 重点プロジェクト

本計画では、緊急に取り組むべき施策や重点的に取り組むべき課題に対応するため、5つの「重点プロジェクト」を定めます。

(1) 震災からの復興施策の推進

東日本大震災を教訓に、安否確認や避難のあり方、適切な情報伝達、被災後の生活支援など、災害時等における障害のある方への支援体制を充実します。

被災した障害者支援施設等の復旧や就労状況の改善を進めるとともに、精神面の不安に対する「こころのケア」について対応を強化していきます。

きめ細かな支援が提供できるよう、相談支援体制などの充実を図ります。

(2) 障害児への支援の充実

専門相談機関や学校、施設等との連携のもと、幼児期から成年期に至るまで一貫した支援を推進します。発達や成長に応じた適切な支援を行い、特に、就学前の療育体制を強化します。また、就学以降の健やかな成長と生活能力の向上等を図るため、放課後等デイサービスなどの放課後の居場所づくりを推進するなど支援の充実を図っていきます。

(3) 就労支援体制の推進

一般就労へ移行できるよう、障害者就労支援センターや関係機関等のネットワークを活用した職業能力の開発や就労継続に向けた支援や福祉的就労の充実を図ります。また、一般就労の拡大に向け、障害の特性に応じた就労機会の創出を企業等へ働きかけるなど総合的な就労支援体制づくりを進めます。

(4) 精神障害者への施策の充実

精神疾患・精神障害に関する正しい理解の普及啓発を進め、精神科救急システムの整備や地域移行支援及び地域定着支援による退院や地域への定着の推進、就労支援施策との連携などにより、地域生活に向けた施策を充実します。

(5) 障害の重度化・多様化への対応の強化

医療的ケアが必要な方など重い障害のある方が地域で生活できるよう、サービス提供、住まいの場の確保に向けた取り組みや社会参加、権利擁護などを推進します。発達障害や難病等の慢性疾患、高次脳機能障害など様々な障害のある方について、就労や相談など障害や心身の状態に応じた支援を行います。

V 第3期障害福祉計画の数値目標及び見込量等

1 数値目標

障害のある方の自立支援の観点から、国の基本指針に即し、本市における第1期計画及び第2期計画期間中の実績等を踏まえた数値目標を設定します。

(1) 施設の入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日時点の施設入所者数689人を基準に数値目標を設定します。地域移行者数は、平成26年度末までに、689人の40%に当たる275人の地域移行を目指します。平成26年度末時点の施設入所者数は、689人の25%に当たる172人少ない、517人となります。

項目	第3期計画目標	第2期数値目標
施設入所者の地域生活への移行者数	275人	172人
施設入所者数	517人	591人

(2) 福祉施設から一般就労への移行

平成26年度において、平成17年度実績の19人の5倍以上、100人の移行を目指します。

また、福祉施設利用者4,182人のうち15%の628人が就労移行支援事業を利用し、就労継続支援事業の利用者の15%が就労継続支援（A型）事業を利用することを目指します。

項目	第3期数値目標	第2期数値目標
福祉施設から一般就労への移行者数	100人	76人
就労移行支援事業利用者数	628人	—
就労継続支援（A型）事業利用者割合	15.0%	—

2 見込量の推計の考え方

各サービスの利用者数及び見込量については、現在の利用者数や特別支援学校卒業者数、これまでの利用者数、施設、病院からの地域移行者数などの推移を踏まえて設定します。

3 障害福祉サービス等の提供体制確保のための方策等

訪問系サービス、日中活動系サービス、居宅系サービスについては、現行のサービス事業所によるサービス提供を基本に、グループホームやケアホームなど需要の増加が見込まれるサービスについて、事業者に対して適切な情報提供に努めながら、その拡大を図り、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

利用計画の策定をはじめ、施設や病院からの地域移行、障害のある方が身近な地域で暮らし続ける支援の充実を図っていくため、各区保健福祉センター、専門相談機関及び指定相談支援事業所等が連携しながら、相談支援機能を強化し、見込量の確保に努めます。

また、事業者への指導等を通し、利用サービスの質の向上を図っていきます。

4 地域生活支援事業提供体制確保のための方策等

相談支援事業については、地域自立支援協議会の各区設置を進める等、相談支援体制の再編強化に取り組むとともに、一人ひとりに即したサービスの利用を援助する質の高いケアマネジメント、必要な情報を提供等を行う相談支援体制の確保を図っていきます。

発達相談支援センター運営事業については、北部及び南部の発達相談支援センター2館体制により支援を行っていきます。

地域活動支援センター運営事業については、障害特性等に応じた活動の機会や場の提供の確保を図っていきます。

成年後見制度利用支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業及び移動支援事業等の各種事業については、現体制を基本にサービス提供体制を確保します。

VI 計画の推進

計画の推進にあたっては、各主体の連携・協調のもと、東日本大震災からの復興に向けたまちづくりを推進しながら、障害の有無にかかわらず誰もが安心して地域生活ができるような支援体制の整備を進めながら、社会全体で障害のある方を包み込み、自立と社会参加等を支援していきます。

また、本市の厳しい財政状況や社会情勢の変化等に応じ、必要な見直し等を行い、施策の重点化を図るとともに、新たに設置する審議会において、継続的に計画の進捗状況を点検・評価し、見直しや次期計画に反映させていきます。

1 各主体の役割

施策の推進にあたっては、行政はもちろんのこと、障害者団体等、企業等、地域、市民等との協働・連携が必要で、各主体がつながり、支え合いながら、社会全体の取り組みとして進めていきます。

2 推進体制

障害者基本法の改正を受け、現在の障害者施策推進協議会を改め、新たな審議会として立ち上げ、障害者保健福祉計画及び第3期障害福祉計画の進捗状況の監視（モニタリング）を通し、計画を評価、その結果を公表し、必要に応じて見直しを行うとともに、次の計画や施策等に反映させていきます。

